

業務委託する施設の概要

1 蒲郡市下水道浄化センター

現有処理能力 水処理 24,700 (m<sup>3</sup>/日) [令和7年4月1日現在]

※現有処理能力については見直し作業が進められており次期契約期間中に  
約29,000 (m<sup>3</sup>/日)に見直される見込み。

運転開始 昭和52年8月

設 備 水処理：沈砂池設備、ポンプ設備、水処理設備、送風機設備、脱臭設備、水処理電気・機械設備、  
汚泥処理：汚泥濃縮設備、汚泥脱水設備、脱臭設備、汚泥処理電気・機械設備  
その他：管理棟ほか建築物（建具・外部仕上げ等建築設備、建築機械設備、建築電気設備等）

処理方式 凝集剤添加硝化脱窒法（3段式）

## 主要設備機器

場所	機器名称	形式	能力等	数量
受電	動力変圧器	乾式自冷式	3φ750KVA 6600/415V/220V	1
	動力変圧器	乾式自冷式	3φ500KVA 6600/415V	2
自家発	ディーゼル機関	水冷式	8気筒 1500PS 4サイクル	1
	発電機		3φ1250KVA 6600V60Hz	1
流入渠	流入ゲート	鑄鉄製電動外ネジ式	W2.5×H2.5m 5.5Kw	1
	バイパスゲート	鑄鉄製電動外ネジ式	W2.5×H1.5m 2.2Kw	1
	放流ゲート	鑄鉄製電動外ネジ式	W2.5×H1.5m 2.2Kw	1
沈砂池	流入ゲート	鑄鉄製電動外ネジ式	W1.5×H1.35m 1.5Kw	2
	沈砂池		W3.0m×L18.0m×水深0.85m	2
	沈砂掻揚機	Vバケット付ダブルチェーンコンベア	W3.0m×L18.0m×H3.7m 1.5Kw	2
汚水ポンプ	自動除塵機	ピンラック走行式間欠前面掻取式	W3.0m×H3.2m×速度7.0m/min 2.2Kw	2
	汚水ポンプ	立軸渦巻斜流型	Φ450mm×25m <sup>3</sup> /min×15m×110Kw(2次抵抗速度制御式)	2
送風機		立軸渦巻斜流型	Φ450mm×25m <sup>3</sup> /min×15m×110Kw	1
	片吸込多段タービンブロワー	片吸込多段タービンブロワー	Φ300mm×95m <sup>3</sup> /min×5500mAq×150Kw	2
	片吸込多段タービンブロワー	片吸込多段タービンブロワー	Φ400mm×190m <sup>3</sup> /min×5500mAq×280Kw	1
初沈	ブリアレーションタンク	散気旋回流式	W4.5m×L39.0m×水深3.9m	1
	1系列 最初沈殿池		W8.75m×L36.5m×水深2.7m 2並列2池	2
	1系列 掻寄機	モノレール式汚泥掻寄機		2
	2系列 最初沈殿池		W18.0m×L18.0m×水深2.7m 2池連結	2
	2系列 掻寄機	短形池中心駆動式スキマ付掻寄機	外周速度2.9m/min0.0539rpm 0.75Kw	2
反応槽	初沈汚泥引抜弁	鑄鉄製電動弁	Φ250mm×0.2Kw	6
	エアレーションタンク	ステップ流入式多段硝化脱窒法	W5.0m×L70.0m×水深5.0m 4水路連結	2
		水中ミキサー	2.8Kw	8
		水中攪拌機	3.7Kw	20
		水中攪拌機	5.5Kw	2
終沈	電動テレスコープ弁		Φ250mm×L600m×0.75Kw×1池2基	8
	最終沈殿池		W10.5m×L46.0m×水深3.0m	4
	掻寄機	Wチェーンフライト板	W4400mm×70mm×80mm速度7.0m/min 2.2Kw	4
	返送汚泥ポンプ	横軸渦巻斜流型	Φ300mm×13m <sup>3</sup> /min×10m×55Kw(VSモーター制御)	2
	"	横軸渦巻斜流型	Φ300mm×13m <sup>3</sup> /min×10m×37Kw(吐出弁制御)	1
仮設返送汚泥ポンプ	汚物用水中ノンクログポンプ	Φ80mm×0.8m <sup>3</sup> /min×1.5kW	8	
放流	薬品混和池		W4.0m×L40.0m×水深2.5m	1
滅菌	次亜塩素酸注入ポンプ	低圧油圧ダイヤフラムポンプ	200L/min×0.2Kw	2
重力	重力濃縮沈殿池	重力沈降式	掻き寄せ速度 2.5m/min 0.75kW	1
濃縮	汚泥掻寄機		レーキ外周速度1.98m/min回転数0.0526rpm×0.75Kw	1
消化槽	嫌気性消化槽		Φ20.0m×側深8.5m×中央水深11.7m	2
	ガス攪拌ブロワー		4m <sup>3</sup> /min×1.1Kg/cm <sup>2</sup> ×650rpm 10.5Kw	2
	ボイラー	炉筒煙管式	0.6ton/H×8.5m <sup>2</sup>	1
	シロキサン除去装置	活性炭方式	処理風量1m <sup>3</sup> /min×1.0Pa以下	1
	ガス貯留タンク		Φ14.0m×H110m 1500m <sup>3</sup>	1
	余剰ガス燃焼装置	燃焼ガス量ダンパー半固定式	Φ1400mm×H6800mm送風機3.7Kw220m <sup>3</sup> /min	1
	乾式脱硫塔	乾式脱硫剤充填式	Φ1.33m×H6.0m処理ガス流量 1500m <sup>3</sup> /日	2
遠心脱水	熱交換器	スバイラル式熱交換器(汚泥/水)	4m <sup>2</sup> /基×13.920kg/hr	2
	消化汚泥破砕機	二軸作動形破砕機	Φ150mm相当×0.5m <sup>3</sup> /min×0.75kW	1
	消化汚泥破砕ポンプ	ディスインテグレーター	吸込口径205mm×48m <sup>3</sup> /min×1160rpm15Kw	2
	遠心脱水機	遠心脱水機10m <sup>3</sup> /h×2500G	主電動機37Kw差速機15Kw2850rpm	2
	薬品移送ポンプ	ギヤーポンプ	0.2m <sup>3</sup> /min×0.196MPa×3.7Kw	2
機械濃縮	無機凝集剤ポンプ	ダイヤフラム式定量ポンプ	Φ25mm×0.006~0.185m <sup>3</sup> /h×50m×0.4Kw	3
	ケーキ貯留ホッパー	パワーシリンダー閉閉式	有効容積10m <sup>3</sup>	2
	常圧浮上濃縮装置	常圧浮上式	浮上槽Φ2.6m×水深3.4m処理固形物量2.2tonDS/日	1
	余剰汚泥供給ポンプ	一軸偏心ネジポンプ	Φ125mm×12~24m <sup>3</sup> /h×10mAq×155~305rpm7.5Kw	2
	起泡剤注入ポンプ	ダイヤフラム式定量ポンプ	Φ25mm×0~0.11L/h×ストローク長MA15mm×0.4Kw	2
中水道	凝集剤注入ポンプ	一軸偏心ネジポンプ	Φ20mm×40~200L/h×30mAq×50~355rpm0.4Kw	2
	"	"	Φ25mm×120~180L/h×44~60min-1×0.4kW	1
	濃縮汚泥移送ポンプ	一軸偏心ネジポンプ	Φ125mm×20m <sup>3</sup> /h×30mAq×255~305rpm5.5Kw	2
	砂ろ過塔	上向流ろ過塔	Φ1.90m×H5.925m×処理水量390L/min	2
	オゾン発生機	板型空冷式発生機	AC415V 3Φ60Hz オゾン発生量360g/h	1
ろ過水槽	送水ポンプ	多段渦巻ポンプ	Φ80mm×0.55m <sup>3</sup> /h×50mH×11Kw	3
			No.1水槽 105m <sup>3</sup> No.2水槽 135m <sup>3</sup>	2

## 2 ポンプ場

城山ポンプ場 (広場の遊具等の管理・保全も含む)

汚水排水能力 : 20 (m<sup>3</sup>/分) 雨水排水能力 : 192 (m<sup>3</sup>/分)

場所	機器名称	形式	能力等	数量
受電	動力変圧器	乾式自冷式	3 § 300KVA 6600/415V	1
	動力変圧器	乾式自冷式	3 § 300KVA 6600/415V	1
自家発	ディーゼル機関	水冷式	直列-6気筒 440kW 4サイクル 1800min <sup>-1</sup>	1
	発電機		3 § 500KVA 6600V60Hz	1
流入渠	雨水流入ゲート	鋳鉄製電動外ネジ式	W1. 2m×H1. 5m 2. 2Kw	1
	バイパスゲート	鋳鉄製電動外ネジ式	W1. 5m×H1. 5m 3. 7Kw	1
	放流ゲート	鋳鉄製電動外ネジ式	W1. 5m×H1. 5m 3. 7Kw	1
沈砂池	汚水流入ゲート	鋳鉄製電動外ネジ式	W0. 6m×H0. 9m 1. 5Kw	2
	雨水沈砂池		W4. 0m×L18. 0m×水深3. 86m	2
	汚水沈砂池		W2. 5m×L18. 0m×水深7. 7m	2
	雨水沈砂掻揚機	Vバケット付ダブルチェーンコンベア	W4. 0m×L13. 5m×H3. 86m 3. 7Kw	2
	汚水沈砂掻揚機	Vバケット付ダブルチェーンコンベア	W2. 5m×L13. 0m×H7. 7m 2. 2Kw	2
	雨水自動除塵機	ピンラック走行間欠式前面掻取式	W4. 0m×H3. 3m×速度7. 0m/min 2. 2Kw	2
	汚水自動除塵機	間欠式前面掻揚形	W1. 6m×H7. 1m×速度7. 2m/min 2. 2Kw	2
ポンプ室	雨水ポンプ	縦軸軸流型	Φ900mm×96m <sup>3</sup> /min×2. 5m×75Kw(2次抵抗速度制御式)	2
	汚水ポンプ	縦軸渦巻斜流型	Φ300mm×10m <sup>3</sup> /min×14m×45Kw	1
		縦軸渦巻斜流型	Φ200mm×5m <sup>3</sup> /min×19m×30Kw(VSモーター制御)	2
沈砂洗浄	水中ポンプ	脱着式	Φ80mm×1.0m <sup>3</sup> /min×24m×7. 5Kw	2
装置	オートストレーナー	スクリーン400ミクロンエレメント	48 § ×150L×6本 0. 1Kw 通常差圧0. 06Mps	1

### 春日浦ポンプ場

雨水排水能力 : 126 (m<sup>3</sup>/分)

場所	機器名称	形式	能力等	数量
受電	動力変圧器	乾式自冷式	3 § 150KVA 6600/420V	1
自家発	ディーゼル機関	水冷式	6気筒 330PS 4サイクル 1800rpm	1
	発電機		3 § 250KVA 420V60Hz	1
流入渠	流入ゲート	鋳鉄製電動外ネジ式	W1. 5m×H2. 0m 3. 7Kw	1
	バイパス流入ゲート	鋳鉄製電動外ネジ式	φ1. 5m 2. 2Kw	1
	バイパス流出ゲート	鋳鉄製電動外ネジ式	φ1. 5m 2. 2Kw	1
	自動除塵機	ダブルチェーン式前面掻取式	W1. 5m×H5. 75m 1. 5Kw	2
	沈砂池		W1. 8m×L20. 0m 水深3. 0m	2
	主ポンプ	脱着式	Φ600mm×42m <sup>3</sup> /min×4m×45Kw	3

### 大塚汚水中継ポンプ場 (海陽ポンプ場)

汚水排水能力 : 6. 24 (m<sup>3</sup>/分)

場所	機器名称	形式	能力等	数量
受電	動力変圧器	乾式自冷式	3 § 150KVA 6600/420V	1
自家発	ディーゼル機関	水冷式	6気筒 330PS 4サイクル 1800rpm	1
	発電機		3 § 125KVA 220V60Hz	1
流入渠	流入ゲート	鋳鉄製電動外ネジ式	W0. 4×H0. 4m 0. 4Kw	2
	ポンプ井連絡ゲート	鋳鉄製電動外ネジ式	W0. 4×H0. 4m 0. 4Kw	1
	自動スクリーン	ダブルチェーン式連続掻取式	W1000mm×H1900mm 0. 4Kw	1
	しき脱水機	スクリュウプレス脱水機	7rpm 60Hz 0. 75Kw 600L/h	1
	主ポンプ	脱着式	Φ150mm×2m <sup>3</sup> /min×20m×11Kw	2
脱着式		Φ150mm×2m <sup>3</sup> /min×20m×15Kw	1	
脱臭	活性炭吸着塔	横型直充填式	活性炭充填量 酸性ガス用 430Kg/m <sup>3</sup>	1
			活性炭充填量 塩基性ガス用 550Kg/m <sup>3</sup>	
			活性炭充填量 中性ガス用 520Kg/m <sup>3</sup>	
	脱臭ファン		3 § 200V×200mmAq×10m <sup>3</sup> /h	1

## 業務委託する業務範囲の概要

受注者が行う業務範囲は、以下のとおりとする。

### 1 管理運営業務

主たる管理運営業務は、以下のとおりとする。

- (1) 各業務の実施計画等の策定、業務の統括及び総合的管理
- (2) 別紙3に示す要求水準の担保
- (3) 対象施設の設備・機器の機能保持
- (4) 事故、災害等のリスク管理
- (5) 従業員の労務及び安全管理、教育訓練
- (6) 受託者、関係機関、住民等との連絡調整等

### 2 本件施設の運転管理業務

#### (1) 運転業務

ア 水処理及び汚泥処理における運転・監視操作及びその関連業務（送風量の調整、流入量調整、脱水機の運転等）

イ 脱水機における汚泥運搬業務（廃棄物の処理及び清掃に関する法律における許可を必要とする運搬を除くものをいう。）

ウ 本件施設の巡視

#### (2) 水質等管理業務

ア 業務において運転管理上及び法令上で要求される水質分析、汚泥分析、ケーキ含水率などの分析・解析

イ 水処理反応槽のDO、MLSS等、処理機能等の管理

ウ 悪臭測定業務

エ 分析薬剤・消耗品・備品類の調達及び管理

#### (3) 調達管理業務

ア 水道、ガス、燃料の調達管理（電気料は除く。）

イ 薬品類の調達管理

#### (4) 文書管理業務

運転、水質管理、保守点検、修繕その他の業務に関するデータの記録、各報告書の作成と報告、完成図書等の管理。これらの文書事務に係るパソコン、コピー機等は準備は受注者の負担とする。

#### (5) 保安管理業務

本件施設への不審者の侵入防止等に関する施設設備の保安巡視

### 3 本件施設の保守管理業務

#### (1) 保守管理業務

ア 機械設備、電気・計装設備、建築付帯設備、建築物、ポンプ場付属広場遊具等の保守点検

イ 水槽、タンク等の保守管理並びに清掃業務（建物内部の日常清掃、汚泥貯留槽、

サービスタンク等の清掃、児童遊び場の清掃)

(2) 衛生管理業務

ア 植木、植栽等の剪定・散水等の樹木管理及び芝・草等の除草

イ 建物等諸室の清掃業務（床面清掃、ワックス掛け、窓ガラス清掃、浄化センターと城山ポンプ場の高所ガラス清掃）。ただし、設備機器の清掃は、保守管理の一環として実施すること。

(3) 消耗品、資材の管理・調達

4 修繕業務

受注者は修繕計画に基づく本件施設の修繕業務及び突発的修繕を行う。（城山ポンプ場児童遊び場の遊具の修繕も含む。）ただし、受注者が行う修繕についての限度額は、各運営年度につき1,800万円とし、対象とする修繕は1件200万円以下（消費税及び地方消費税を含む）のものを原則とする。

5 上記1～4の業務のうち受注者が変更になる場合の業務引継ぎ期間においては、新規受注者は次に掲げる業務を行わないものとする。「4 修繕業務」の全て

## 本業務に関する業務要求水準書

### 1 前提条件

前提条件とは、本業務について受注者に提案を求めない、蒲郡市が予め定める事項及び実施する行為等である。

#### (1) 管理用地

本業務において受注者が使用・管理する用地は、別添1-1から1-5までに示す。

#### (2) 受注者が使用できる既存施設

本業務において、受注者が使用できる既存施設は、別添1-1から1-5までに示す施設である。

#### (3) 受注者が使用できる備品

ア 受注者に管理を委託する備品は、業務開始時に蒲郡市が指定する。

イ 蒲郡市から管理を委託された備品は、受注者が無償でこれを使用することができる。

ウ 業務期間中の備品の管理については、蒲郡市と協議の上、実施することとする。

#### (4) 業務期間に蒲郡市が受注者に委託する業務

業務期間に蒲郡市が受注者に委託する業務は、(別紙2)「業務委託する業務範囲の概要」のとおりとする。なお、下水道浄センターの小学生の施設見学の補助、各種調査物のためのデータ提供、下水道浄化センター職員の補助等、受注者が適宜協力するものとする。

### 2 本業務委託の要求水準

業務要求水準とは、本業務を実施するうえで、受注者が最低限度満たすべき要件であり、その具体的手法は受注者の提案によるものである。

受注者は業務開始に先立ち、施設の運転維持管理の業務範囲に関する計画書を策定し、蒲郡市の確認を得ること。なお、計画書はモニタリング項目を含めて策定すること。

受注者は運営期間において、以下に示す業務の水準を確保すること。ただし、令和7年8月1日から令和7年8月31日までの業務引継ぎ期間については、新規受注者にはこれを適用しない。

#### (1) 業務の基本的水準

ア 受注者は、自らのノウハウを最大限活用して、下水道施設等の運転及び維持管理を行い、下水道施設等を連続的に運転するとともに、安全で安定した下水の処理を提供するほか、現行のサービス水準を維持することはもとより、その向上を図ること。

イ 業務の実施にあたっては、既存施設の特質を十分理解し、安定処理が確保できるよう十分な実施体制でこれに臨むこと。さらに、下水道事業の公益性を十分理解し、地域住民等に対する適切な配慮を行うこと。

ウ 受注者は、設備の構造、動作特性、管理状況及び諸性能を熟知し、日常はもちろん、災害事故時等の緊急事態においても迅速かつ適切に対応できるようその体制

を整備すること。

(2) 運転管理の水準

ア 受注者は、業務の履行に必要とする関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って業務を履行すること。

イ 受注者は、設備の構造、動作特性、管理状況及び諸性能を熟知し、通常時のみならず、故障・事故時においても迅速かつ適切に処置できるよう準備すること。

(ア) 水量・水質の把握

下水の量及び質に応じた水処理を行い、その処理水が通常状態において要求水準を満足するよう水処理工程の水質を把握すること。

【表－１】 処理すべき流入下水量の要求水準

日平均汚水量下水道事業計画値（令和８年３月３１日まで）	33,000 (m <sup>3</sup> /日)
[令和３～６年度の日平均汚水量実績]	[20,490] (m <sup>3</sup> /日)

※令和８年４月１日以降の事業計画値については見直し検討作業中

令和３～６年度の流入下水の水質実績を【表－２】のとおり例示する。

【表－２】 流入下水の水質事例

令和３～６年度の各月間平均最大値を積算し四で除した平均値	BOD	316 (mg/l)
	COD	185 (mg/l)
	全窒素	62 (mg/l)
	全リン	11 (mg/l)
	SS	329 (mg/l)

処理水質の要求水準は、契約期間を通じて下表が適用される。なお、処理水質とは、消毒槽通過後の処理水の水質である。

【表－３】 処理水の要求水準

法に定める水質基準	BOD	15 (mg/l)
	COD	20 (mg/l)
	全窒素	15 (mg/l)
	全リン	1.0 (mg/l)
	SS	40 (mg/l)
要求する処理水質	BOD	15 (mg/l)
	COD	20 (mg/l)
	全窒素	15 (mg/l)
	全リン	1.0 (mg/l)
	SS	20 (mg/l)

(イ) 汚泥脱水設備の運転

下水の処理によって生じた汚泥を濃縮・脱水処理する。処理後の脱水ケーキは、以下の水準を満足するように脱水すること。

## 要求水準

遠心分離脱水：含水率 [ 83.0 ] %以下

### (ウ) 巡視点検等

下水処理施設の運転状況及び設備機器の異常の早期発見に努めるため、巡視点検を実施する。巡視点検は、処理状況及び設備の状況に応じて定期的に回数を定めて又は適宜に実施すること。

巡視点検にあたっては、機器の状態に注意し、特に異音、振動、臭気、過熱の有無、計器の指示値等に注意すること。

### (エ) 管理・調達

#### a 電力の管理

下水処理施設の運転管理を良好に行うために、安定した電力の調達を必要とする。この電力の管理については、受注者にて実施すること。ただし、電気料金については、蒲郡市が直接支払う。

#### b 薬品の管理・調達

下水処理施設の運転管理を行うために、必要となる薬品の調達については、受注者にて実施すること。

なお、受注者が本件施設において使用する薬品については、予め蒲郡市と協議を行い、承諾を得た上で使用すること。

#### c 備品等の管理・調達

本業務に係る施設の保守管理を良好に行うための備品、水道、ガス、燃料の管理・調達を行うこと。

### (オ) 文書管理業務

a 下水処理施設の運転管理、維持管理等を良好に行う上で必要となる図書その他の文章を保管しており、これらの文章の毀損・滅失がないよう適切に保管すること。また、市の指示に従い、必要な修正、追録、廃棄を行うこと。

b 運転、水質管理、保守点検、修繕その他の業務に関するデータ等を記録し保管する。また、市に提示若しくは提出する各報告書の作成と報告を行うこと。

c 本業務の運営に係るデータは、これを記録すること。データの項目、記録の方法等については、業務開始に先立つ計画書の中に明示し、蒲郡市と協議の上決定するものとする。

### (カ) 保安管理業務

受注者は、下水処理施設における不審者の侵入などによる事故防止、盗難その他の事態を防止するために施設の保安管理を行うこと。

## (3) 保守管理の要求水準

### ア 保守管理の水準

業務期間終了時、業務範囲における全ての施設が通常の施設運営を行うことができる機能を有し（市が実施中、若しくは改築更新、改良計画中の施設を除く）、著しい損傷がない状態で市に引渡しが行えるよう関係法令等を遵守し、適切な保守管理を行うこと。

### イ 保守点検

(ア) 建築設備保守点検

水処理、汚泥処理の建築設備について、その機能を良好に保つよう保守点検を行うこと。

(イ) 機械、電気、計装設備保守点検

機械、電気、計装設備は何らかの故障や事故が発生するとプラント全体を停止させるような事態が生じることもあるため、設備の構造や特性はもとより、本件施設のシステム全体を熟知し、保守点検を行う。また、消防設備、クレーン等の法令に係る点検、安全衛生法等による自主検査など、これら全ては受注者の負担で行う。なお、高圧受変電設備の自主検査は、市の保安規定にもとづいて、受注者が実施すること。

(ウ) 消耗品、備品類の調達管理

本件施設の保守管理を行うために、必要となる消耗品類の調達については、受注者にて実施すること。

ウ 衛生管理業務

(ア) 水槽等の保守点検及び清掃等

水処理及び汚泥処理に設置されている水槽、タンク等は、その機能に支障がないように定期的に点検し、必要に応じて清掃を実施すること。

(イ) 環境衛生

本業務の実施に当たっては、地域住民の生活環境に十分配慮し、適正な環境衛生管理を行うこと。また、業務に使用する建物内は、日常的な清掃を励行し、清潔に保持すること。

エ 修繕業務

(ア) 受注者は、修繕計画に基づいて本件施設の修繕を実施すること。また、業務終了時における施設の原状回復のための修繕を含むものとする。

(イ) 突発的に生じた設備等の故障、不良、破損などが生じた場合は、修繕などを実施し、その機能の回復を図ること。

受注者は、1件あたり200万円以下(消費税及び地方消費税込み)の修繕を原則とし、限度額は、各運営年度につき1,800万円とする。

(ウ) 修繕に係る内容、費用等については、これを記録すること。データの項目、記録の方法等については、業務開始に先立つ計画書の中に明示し、市と協議の上決定するものとする。

基本リスク分担表

責任の種類	内容	負担区分	
		発注者	受注者
水質管理責任	下水道法における水質管理責任	○	
廃棄物処理法上の責任	受注者が事業者として排出する廃棄物の運搬・処分に関するもの		○
	上記以外に排出する廃棄物の運搬・処分に関するもの	○	
水質汚濁防止法上の責任	公共水域に排水する排水基準達成の責任	○	
その他法令上の責任	受注者の業務履行上で直接関係する法令の遵守責任（労働安全衛生法等、消防法等）		○
	上記以外のもの	○	
法令等変更に関する責任	この契約に直接関係する法令等の変更	○	
	上記以外の法令変更		○
税制度変更責任	受注者に影響を及ぼす税制度変更（法人税等）		○
	広く全般に影響を及ぼす税制度変更（消費税等）	○	
許認可遅延の責任	受注者が取得する許認可の遅延に関するもの		○
	上記以外の遅延に関するもの	○	
第三者賠償の責任	この契約の履行に直接関係する受注者の責めによるもの		○
	上記以外のもの	○	
住民対応責任	下記以外のもの（下水道事業の実施における住民反対運動、住人訴訟等）	○	
	受注者のこの契約の履行に直接関係するもの（施設見学等）	○	△
事故の発生責任	受注者の責めによる労災事故、設備の損壊事故等		○
	上記以外のもの	○	
環境保全責任	受注者が行う業務に起因する、公共用水域の汚染等		○
	上記以外のもの	○	
契約の解除・変更責任	発注者の責めによるもの（安全対策違反、支払滞納等）	○	
	受注者の責めによるもの（法令違反、破綻、放棄等）		○
物価変動責任	契約締結後のインフレ、デフレ	○	△
不可抗力責任	地震、洪水等の天災による契約の中止、変更、解除	○	
性能達成責任	発注者が達成すべき性能	○	
	受注者が達成すべき性能		○

○：主分担 △：従分担

## 経費に関する負担の概要 (1/2)

負担の種類	内容	負担区分	
		発注者	受注者
運転監視	施設の運転・監視に関する人件費		○
	施設の運転・監視に関する消耗品類の管理・調達費		○
巡回点検	施設の巡回点検に関する人件費		○
	施設の巡回点検に関する車両、工具、消耗品の費用		○
水質等分析	施設の運転管理上で必要な水質分析、悪臭測定		○
	施設の運転管理上で必要な水質分析の試薬、ガラス器具類、その他消耗品類の管理・調達費用		○
	蒲郡市下水道浄化センターの法定水質検査費用		○
保守点検	施設の保守点検に関する人件費		○
	施設の保守点検に関する車両費、工具費及び消耗品類の管理・調達費用		○
	施設の法定点検に関する人件費		○
	施設の法定点検に関する車両費、検査費、工具費及び消耗品類の管理・調達費用		○
廃棄物管理	沈砂・しさ、脱水ケーキ、汚泥の運搬・処分費	○	
修繕	施設の定期的、突発的な修繕に関する費用 ※限度額は別に定める。	○	○
	受注者の責めによる契約終了時の機能回復に係る費用		○
	施設の改築・更新など上記以外の費用	○	
管理・調達	施設の電力の事務管理費用		○
	施設の電気料金費用	○	
	施設の薬品、ガス、燃料、水道の管理・調達費用		○
	施設の通信費 ※処理場3階市事務所の電話料を除く		○
衛生管理	施設の水槽類の点検・清掃に関する人件費		○
	施設の水槽類の点検・清掃に関する機材、資材及び消耗品の管理・調達費		○
保安管理	施設の保安管理に関する人件費		○
	施設の保安管理に関する車両費、工具費及び消耗品の管理・調達費用		○

経費に関する負担の概要 (2/2)

負担の種類	内容	負担区分	
		発注者	受注者
植栽管理	剪定、除草等の植栽管理に関する人件費		○
	剪定、除草等の植栽管理に関する機材、資材及び消耗品の管理・調達費、植栽の運搬・処分費		○
清掃	施設の床・ガラス、高所ガラス（浄化センターと城山ポンプ場のみ）、建物等の清掃に関する人件費		○
	施設の床・ガラス、高所ガラス（浄化センターと城山ポンプ場のみ）、建物等の清掃に関する機材、資材及び消耗品の管理・調達費		○
施設運営	事務機器、事務用品、福利厚生費等、受注者が運営上必要とする事務及び運営費用		○
モニタリング	モニタリングに関する費用	○	
機能確認	運営開始時の既存施設の機能確認に係る費用	○	○
	契約終了時の機能確認に係る費用	○	○

○市が負担するもの

- ・市事務所で使用する消耗品、備品
- ・電気料
- ・市事務所電話料
- ・脱水ケーキ等、産業廃棄物処分業務委託料
- ・修繕費のうち、1件当たり200万円（消費税及び地方消費税を含む）を超える金額の修繕費及び、受注者が負担する修繕費の年間の限度額を超えた場合の修繕費。

○受注者が負担するもの

- ・受注者が受注者の事務所で使用する備品、消耗品。
- ・受注者が施設の運営管理する上で必要な消耗品、備品、薬品、燃料費等。
- ・200万円（消費税及び地方消費税を含む）以下の修繕については、各運営年度につき1,800万円（消費税及び地方消費税を含む）までは、受注者の負担にて行う。

※ 上記は経費負担の概要である。本業務は性能発注による包括業務委託のため、市職員事務費以外の費用は、電気料等の一部例外を除き概ね受注者の負担という考え方である。詳細は受託予定者と契約交渉時に詰めるものとする。

※ 本プロポーザルの結果、現受託者から別の受託者に変更になった場合は、現受託者が設置した機器等については、撤去されることを留意すること。